

第十六回 参議院通商産業委員会會議録第九号

昭和二十八年七月三日(金曜日)午後一時四十二分開会

出席者は左の通り。

委員長 中川 以良君

理事 松本 昇君 加藤 正人君

委員 石原幹市郎君 小林 英三君 西川彌平治君 酒井 利雄君 岸 勇雄君 松平 良一君 豊田 雅孝君 西田 隆男君 海野 三朗君 藤田 進君 白川 一雄君

政府委員

土地調整委員 豊島 隆君 文化財保護委員 高橋誠一郎君 通商産業政務次官 古池 信三君

通商産業省 通商産業局長 中村辰五郎君 通商産業省 通商産業局長 川上 爲治君

通商産業省 通商産業局長 山本友太郎君 通商産業省 通商産業局長 小田橋貞壽君

事務局 林 誠一君 常任委員会専門員 山本友太郎君 常任委員会専門員 小田橋貞壽君

○輸出信用保険法の一部を改正する法律案(内閣送付)

○鉱業法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
○火災類取締法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(中川以良君) それでは只今より通商産業委員会を開きます。本日は最初に輸出信用保険法の一部を改正する法律案につきまして、政府側の提案理由の説明を聴取いたします。
○政府委員(古池信三君) 只今議題になりました輸出信用保険法の一部を改正する法律案につきましてその提案の理由を御説明申し上げます。

輸出信用保険は昭和二十五年この制度が設けられまして以来数回の改正を経て現在四種類の保険を包含する制度に発展しているものであります。最近の輸出取引の实情に鑑み輸出振興の本旨を達成いたしますために、なお制度上改善、追加を要する点を生じております。本法律案は、右の立場から、新たに、外国為替銀行の荷為替手形の買取りについて生ずる危険を担保する輸出形保険を創設いたしますと共に、既設の保険制度につきましても所要の改正を加え、これを拡充強化いたしまして、制度全般の利用度を高め、普及を図ることにより輸出の振興に資せんとするものであります。

今回の改正のうち新設の輸出形保険制度は、最近の各国における輸出取引の实情に鑑み決済条件の緩和を図る必要に基くものであります。戦後我が国におきましては、外国為替及び外国貿易管理法の規定により、信用状に基

く輸出代金の決済方法を標準決済方法とし、輸出取引は原則としてこれによるべきことといたしておりますが、最近、貿易の正常化に伴い且つ又海外との競争の關係もあり、信用状なしの取引に対する要請が逐次生じて参りましたので、政府といたしましては、貿易市場の拡大のため必要があり、且つ弊害を伴わないと思われものにつきましては、かかる信用状なしの取引を標準外決済方法として許可して行く方針をとつて参つております。併ししながら、このような信用状なしの輸出取引が多くなりますと、代金回収のため振出された為替手形が不渡となつて銀行が損失をこうむる危険が存在して参りますために、銀行がかかる手形の買取を拒否することも考えられ、延いては輸出不能も来たすことになりまします。今回外国為替銀行が輸出手形を買取つたことによつて受ける損失をカバーするための輸出形保険を創設いたしますと共に、手形の不渡が輸出者の責に帰さない場合は、銀行は政府から支払を受けた保険金の限度において振出人にそとせしめたいこととして輸出者の保護も行うこととしたのであります。

既設の保険制度につきまして、今回加えました改正の要点は、各種保険の名称を変更いたしましたほか、次の二点であります。その第一は、各保険のてん補率、即ち政府が支払う保険金の額の損失額に対する割合の引上げであります。普通輸出保険のてん補率を現行の百分の八十から百分の九十に、

輸出代金保険のてん補率の最高限度を現行の百分の八十から百分の九十に、輸出金種保険のてん補率を現行の百分の七十五から百分の八十に引上げることにしたのであります。その第二は各保険の適用範囲の拡大であります。即ち、輸出代金保険のてん補範囲を拡大し、輸出に伴つて提供される技術の対価についても保険し得ることとし、又、輸出金種保険及び海外広告保険の適用地域についての政令による制限を撤廃することとしたのであります。

なお、今回の改正におきましては、右のほか、この法律の各規定に亘り若干の技術的改正を加えております。何とぞ御審議の上、速かに可決されんことをお願いいたします。
○委員長(中川以良君) それでは本法律案の審議は次回に譲りまして、次回にこれの内容説明を聴取いたします。その後において質疑に入りたく存じます。従つて本日は本法律案の審議はこれとどめることにいたしました。と思ひますが、御異議ございませんか。
「異議なし」と呼ぶ者あり
○委員長(中川以良君) それではさよういたします。

○委員長(中川以良君) 次に鉱業法の一部改正法律案を議題といたします。当委員会におきましては鉱業法の一部を改正する法律案の審議に当りまして、文化財保護法との関連を調査する必要を認めまして、一昨日の本委員会

におきまして文化財保護委員の出席を要求したのでございしましたが、委員の御出席がなく、止むなく岡田事務局次長に対しまして質疑をいたした次第でございまして、その御答弁は遺憾ながら問題の核心に触れることなく、当委員会委員一同に対しまして大きな不満を与えたことは御承知の通りでございます。よつて本日は再度文化財保護委員長の御出席を求めましたところ、高橋委員長にはお体が悪く中を特に本日は御誠意を以て御出席を頂いた次第でございます。文化財保護法の執行と、鉱業権その他の権利との調整につきまして、再調査をいたしますことに相成つた次第でございます。以上の事情を含みまして、本日は文化財保護委員長から明快なる一つ御答弁をお願いをいたしたいと存するのでございます。

次に委員の皆様にお諮りをいたします。本日の質疑は一昨日の質疑状況を考慮いたしまして、第一段といたしましては現行文化財保護法の運用状況、第二段といたしましては同法改正の用意の有無につきまして、私より総括的に委員長に質問をいたしました。次いで各委員より更に掘下げて御質疑を願うことにいたしました。御質疑を願うことには御異議ございませんでしょうか。
「異議なし」と呼ぶ者あり
○委員長(中川以良君) 御異議ないものと認めます。

それでは先ず私から御質問を申し上げます。現行文化財保護法におきましては第六十九條により「史跡名勝天然

記念物は、委員会が指定する。」と規定をされております。ただ何の製料も受けない強い権限が委員会に付与されているのであります。併しながら第四條第三項には「政府及び地方公共団体は、この法律の執行に當つて関係者の所有権その他の財産権を尊重しなけれ

ばならない。」と規定をされております。必ずしも野放しの法律ではないと考えられるのであります。一昨日参考人の意見、文化財保護委員会事務局及び通産省政府委員の御答弁を総合いたしますと、この間の調整が必ずしも円滑に行われておるとは認められない

点が多々あるのでございます。この点に關して先ず第一点、文化財の指定に先立ち、関係各省、又は利害関係人との意見の調整の途が制度的に確立されておりますかどうか。

第二点、事務局では事前協議を十分に行なつておるとの先日の御答弁でございましたが、それらの意見が委員会に十分に報告をされた上で最後の指定が決定をされておりますかどうか。

第三点は外部関係者との意見の調整は十分行われていないと私も先日の御答弁で感じたのでございます。委員の構成、又は事務局において指定又は現状変更の認可に當り、外部に与える経済的負担を妥当に判断せられまして、これを善処し得る人的機構を持つておられるかどうか。以上の三点を先ず明らかにして頂きたいのでござい

ます。前回の委員会においては西田委員から小倉市平尾臺の天然記念物指定の経過概要に関する資料提出が要求をされたのでございます。只今お手許にこ

れは配付をされておりますが、これも前述の三点が明らかにあります。一つこの資料に基いての御説明を願いたいと存するのであります。それではどうぞ高橋文化財保護委員会委員長。

○政府委員(高橋誠一郎君) 前回は私体を預けまして出席いたすことができませんでしたが誠に遺憾でありました。

只今の御質問にお答え申し上げますが、すでに権利が規定せられておりますところに、重要文化財として指定を行う場合、例えば天然記念物として指定を行います場合には、既存の権利に對しまして十分にこれを尊重いたし

ますことは申すまでもないこととございまして、法文にも規定がござい

ますが、それにもかかわらずなおこの天然記念物として、文化財として、これを保有しなければならぬという場合に限りまして、委員会におきましては指定を行う、こういう方針をとつて参つております。これは別段規定があるわけでもなく、特に制度化されているとは申せませんが、実際におきましては

かかのごとき趣旨によりまして運営を行なつて参つておるのでございます。只今お話のございました平尾臺の場合のごときも、理想案といたしましては、平尾臺一千二百町歩全部を天然記念物として指定をすべきであるという

ような意見もございましたのであります。これを最小限度にとどめまして、三百町歩を指定いたしましたのでござい

ます。なお又既存の権利を尊重いたしまして、実際に採掘などの行われ

る場合には、現状変更を申出られ

するならば、これにつきまして仔細に

検討を加へまして、これを許可すべき

かどうかということを決めますが、これは制度として我々の委員会の規定に基きまして定まらるるわけではござい

ます。若しこの平尾臺の場合につきま

して申すことが許されますならば、

ば、実際とそれだけの分量を採掘するの

であるか、或いは又どういふ方法によ

つてこれを採掘するのであるか、或い

は又如何なる附属設備を施されるもの

であるかというような点を明らかにし

て頂きますならば、これに基きま

して専門審議会において先ず研究を行

いまして、果して認可すべきかどうかを決定することに相成つておりました。

無論この際には地元の見解も聞き、関係官庁の見解も聞きまして、他の公益との関係を十分に考慮いたしまして決

定いたしましたことに相成つておりました。まあ大体かような方針で参つて

おるのでございます。第二点の文化財の指定に先立ちまして

関係各省又は利害関係人との意見調整の道が制度的に確立せられてお

るかという点でございまして、これも制度的と申上げることは或いはできな

いかも知れないのでございまして、この点を十分に考慮いたしてお

るべきでございます。例えば平尾臺の場合などにおきましても特にこれは関係官

庁、通産省、鉱山局あたりと話ができてお

るか、話が進んでお

るかという点も我々から事務当局に向つて聞いたこともござい

ます。それから又自身がセメント協会に参りまして、これは他の要件が主たるものであつたのでござい

ます。セメント協会の処分、御意見などもこのときにいろいろ伺いま

した。豊国セメントの重役のかたもおいでになつておりました

が、豊国セメントのかたよりもむしろ他のセメント業者のかたからして

る御意見がございまして、これなども伺つたのでござい

ます。それから又地元の見解或いは又諸団体からの陳情書というやうなものもたくさん参つてお

るものでございまして、これらにつきま

して種々研究いたしましたのでござい

ます。事前協議でござい

ますが、これは協議が先ほども申上げましたように、委員会におきま

して相考慮いたしましたつもりでござい

ます。まあ私もには協議が遂げられておるとい

う報告を聞いております。でこの点につきま

しては私どもは実は何の不安も感じなかつた次第でござい

ます。この点は委員会に報告せられてお

りまして、我々もいたしましては不安を感じなかつたのでござ

い

ます。それから先ほど申上げた専門審議会の構成につきま

しては、この天然記念物に關する専門審議会委員の中

には地質学者或いは鉱物学者と云うようなかたが、こ

れらのかたが、これらのかたが、これらのかたが、こ

れらのかたが、これらのかたが、これらのかたが、こ

れらのかたが、これらのかたが、これらのかたが、こ

れらのかたが、これらのかたが、これらのかたが、こ

れらのかたが、これらのかたが、これらのかたが、こ

れらのかたが、これらのかたが、これらのかたが、こ

れらのかたが、これらのかたが、これらのかたが、こ

れらのかたが、これらのかたが、これらのかたが、こ

れらのかたが、これらのかたが、これらのかたが、こ

ためには、もつと突つこんだ協議がなされなければならぬと思ふし、特に鉱業権の許可、不許可をする権限を持つている通産省当局とは、豊国セメントと会われたという事より以上に、同じ国の機関として密接不可分の関係において十分に協議がなされ、そして通産省側とも納得した上において、天然記念物の指定なり名勝の指定が保護委員会で作られておれば、少くとも今度の鉱業法の一部改正法律案が提案された場合に、平尾憲のことが問題になつても通産省の鉱山局長は責任を持つて答弁ができると思ふので、この委員会でも審査した経過のことから考へてみますと、その点が甚だ不十分であつたという結果が、あなたのほうの事務局次長の答弁にも、通産省の鉱山局長の答弁にも現われているのです。そこで問題は文化財保護法という現在制定されている法律そのものがどういふ競争を起す可能性もあるし、これを将来どういふ競争を起さないように今後スムーズに指定ができるように、何らトラブルが起きないように、若し悪い点があつたらそういう点を改正するという御意思が委員長にあるかないか、それを先ずお聞きしたいと思ひます。

○政府委員(高橋誠一郎君) 御承知のごとく財産権を飽くまでも尊重するという規定はございますが、補償に関する規定は僅かに環境保全の問題に關しまして、たしか八十一條でございましたが規定があります。ただありまして、この点も不備であると考えております。無論重要文化財は、その価値が国内的に又國際的に非常に高いものでありまして、その所有者、権

利者が單なる普通の一般の財産と同じように考へておられまことは如何かと存じます。適當なる補償は行わなければならぬものではないかと考へております。で、この文化財保護法に關してはいろいろ不備な点を我々も発見しておりますので、当然もうすでに改正せられたところもございまして、改正を必要とするところがあると思はれます。只今御質問になりました点などにつきまして、十分考へたいと思ひ考へておられますので、特に慎重に研究をいたしたいと思ひ考へております。或る点まではもうすでに協議もいたしておるのでございするが、未だ決定を見るに至つておりません。それからして事前の話が十分でございしたがつたようだというところでございしたがつたが、若しきよな点があれば誠に遺憾でございするが、委員会といたしましては、この点を先ほど申し上げましたように十分事前において協議を行つべきものであるというところを申し上げたのでございするが、何と申し上げても文化財の保護活用ということを中心としております委員会のことでございするもので、この点に立ちまして決定を見た次第でございします。これにつきましていろいろ考へてもございするもので、単に關係官庁と事前に協議するということだけでなく、更に一步を進めまして關係官庁の然るべきかた、或いはかたんに専門審議会委員の中に加つて頂くということがどういふものであろうか、これが事を円満に行わしめるゆえんではないかというふうなことも只今我々は考へておるのでございまして、先ほど

も申し上げましたようにこの現状変更の問題が議せられるような場合には、少くとも私といたしましては、關係官庁のかたんに入つて頂いて協議を行つて頂くことがいいのではないかと、いろいろにも考へております。

○西田隆男君 非常に只今積極的な意思表示をされて、私はそれには満腹の賛意を表しますが、実は申しますと鉱業法の一部改正法律案を審査するに當つては、それと並行して今委員長が御答弁されたような観点から文化財保護法というものの改正法律案が出されるのが最も望ましいと思はれるので、余り長い国会でありませぬから今から改正法律案を用意されて、すぐ提案されるというところもどうか考へますので、一応鉱業法の一部改正法律案の審査に當つては、私今委員長の言われたことを信頼いたしまして、今国会には非出して下さいと申しませぬが、最も近い国会に、通産省側ともよく協議されて、その方法が今あなたがおつしやつたように専門審議会委員に關係官庁の者を入れるとかどうにかいうことは別問題として最も有効に文化財の保護指定がされるといふ観点からでも結構です。それから、一番完全な方法の一つ御研究なすつて一番早い国会に是非御提案して頂くというのを私は条件と考へてこの鉱業法の一部改正法案の審査を今から進めて行くつもりです。委員長の言葉を聞いておると鉱山局長の言われたことほどきよに公益事業委員と同一の考え方を持つておられると私には思へない。これは通産省側でも多分條文を楯にとつておるから

んが、余り窮屈に解釈されて、十分文化財保護委員会との連絡が通産省側も必ずしも完全ではなかつたというふうな今委員長の率直な御答弁を受けておるのでその点を一つ今後どういふようなことのないように十分御協議をされて、早い機会に是非一つ文化財保護法の改正法律案を出して頂きたい。これを希望して私の質問を終ります。

○石原幹市郎君 只今委員長からいろいろお話ありまして大体了解できたのであります。先ほどお話のありました文化財保護委員会の下部機構の一つである専門審議会というものは大体どういふ構成でできておるのであるか。もう一つ問題々々によつていろいろ電源開発のような面と關連した場合には、どういふ委員会であるか、鉱業権と關係した場合にはどういふのはどういふふうになつておるのでございしますか、そういうふうな点について……。

○政府委員(高橋誠一郎君) これも非常にたくさん専門審議会委員がございまして、おの／＼専門々々に分れておりますので、只今お話のございした天然記念物に關する専門審議会委員は大学の先生であり、地質学、或いは鉱物学、それから植物学、動物学というふうな方面の専門家を以て構成せられておるものであります。そのほかに只今申しましたように、關係官庁のかたがたをも加える必要がありはしないかというのを私は考へておる、そういうことを申し上げたのであります。が、なおそのほかに問題々々の必要に応じて、専門審議会臨時委員というものを置くことができるようになっておりました。その専門審議会臨時委員の御意見を伺ひまして、決議を行い、委員会に答申する、こういうふうなふうになつております。

○石原幹市郎君 私臨時委員のような構成があるかどうかということについて尋ねてみたつたわけでありまして、そうしますと鉱業権の問題と關連して、指定が問題になるというふうな場合には、例えば鉱山の経営者であるとか、或いはそういう方面の關係者、それから電源開発等に關連する水利権の問題や何かと競合するといふような場合には、そういう方面の學者とかそういうことばかりでなしに、やはり業界人というか、実業人、そういう面のような人も臨時委員となつていろいろ検討に從來も加つておるのであります。

○政府委員(高橋誠一郎君) そこまでは及んでおりませぬのであります。専門家のほかに、委員の必要に応じて各々の方の人たちに出てもらうことがございするが、まだ例えは只今の問題、業界のかたたちに専門審議会臨時委員として出席してもらつておるやうなところまではまだ行つておりませんのでございするが、まだそこまで行つたほうがいいかどうかは、これもやがて委員会におきまして考へてみたいと思ひ考へておる次第でございします。

○石原幹市郎君 これは今後新たな指定といひますか、今まで指定されておるいろいろ／＼なところで、殊に電力問題の關係から非常に大きな問題がいろいろ起るのじやないかと思ひます。が、一例を言えば尾瀬沼とかというふうな大きな問題が出て来るかと思ひますが、こういう問題を検討される場合には學者とか、關係官庁の者ばかりで

なく、国家的の大所高所からいろいろ検討しなければならぬと思っております。電力界なら電力界の権威者等を入れて意向を聞くというお考えを今後持たれるかどうか、というような問題についての考え方はどうですか。

○政府委員(高橋誠一郎君) 先ほども申し上げましたように、これまではさうなことをいたしておらんのでございませぬが、只今のお言葉にありましたように、高所大所から決定を行わなければならぬということが認められまして、そうしてその道の権威者、たとえこれが業界の人でありましたも、これを加えましますことが、運営を完全ならしめるに役立つものであると考えます。ならば、専門審議会臨時委員として迎えるということもやぶさかでないと思存するが、何分合議制のごとでございませぬので、会議の、委員会の決定を待たなければならぬのでございませぬが、だん／＼こういうようなことも認められて行くことと存じております。

○石原幹市郎君 文化財の指定によつて、他の利益にいろいろ損失を与える場合がある／＼あるわけでありませぬ。今回鉱業法の一部改正によりまして、鉱業権との面は大体これははつきりして来るのであります。文化財保護法の第八十一條にも損害を与えた者に對しては政府はその通常生ずべき損害を補償するという規定があるわけでありませぬ。これによりまして、この文化財保護法第八十一條によりまして、今の他の利益に損失を与えたときには損害の補償という問題はカバーされておるわけでありませぬか。

○政府委員(高橋誠一郎君) この点は私どもこれは環境保全の場合だけと考えておりますのでありませぬ。例えはこの建物を保存いたします際に、近所にたくさん建物立つておられます。たたく、火災などあると危いのでありますからして、これらのものを取除かなければならぬ。そういう場合の補償とこれは解釈いたしておりますのであります。どうも全般の補償の規定というものは欠けておると考えております。

○石原幹市郎君 それじや鉱業法の一部改正によつて鉱業権との関係はこれで或る程度何ができたわけでありませぬが、将来私問題として一番予想されるのはやはり電源開発の関係であらうかと思存する。そういう面にははつきりした規定は現在のところないということになるのであります。

○政府委員(高橋誠一郎君) 電源開発の問題につきましても、お説のごとく明確な規定はございませぬのでありませぬ。実はこの保護法ができました後におきまして、電源開発とか資源開発とか或いは軍事基地の問題とかというものが出て参りまして、これにつきましてはいろいろ考慮いたしておる次第でございませぬが、まだ明確な規定はこれの中に含まれておりませぬのであります。

○石原幹市郎君 これは文化財保護委員会だけにこういうことを質問するのでもどうかと思存するが、文化財保護委員会としても将来そういう面についていろいろ特殊の立法なり、或いは他の法令の改正等についても意見を言うとか、そういうことを考えて行かなければならぬというお考えを現在持つておられるかどうか、一応承わりたい。

○政府委員(高橋誠一郎君) 無論私どももさうな考えを持つておりますのであります。

○石原幹市郎君 これは通産省のほうからも聞いておきたい。

○政府委員(川上爲治君) 電源開発との関係、これは私……。

○石原幹市郎君 政務次官でいいと思存する。

○政府委員(古池信三君) お説の通り電源開発はこの数年非常に活発に進められておるのでありまして、この勢いは今後も相当に続いて行くだろうと存存します。電源開発の場合にはやはり一番文化財と競合すると申しますか、関係を持つて来ますのはやはり天然記念物が多いだろうと存存するのであります。

○政府委員(高橋誠一郎君) 先ほどちよつとお言葉にありましたように尾瀬沼における特殊な植物の問題「もうせんくげ」でありますとか、或いは北海道の阿寒湖の「まりも」の問題、こういうようなことはちよいよいよ話題にはなつたのでありませぬが、まだ法律的には完全な解決は見ておりませぬ。これは文化財の保護という立場から言へば成るほど大切なことだろうと思存するけれども、併し一面電源開発ということが日本の将来の経済復興という意味合いから申しましても、極めて重大であるということもは申上げるまでもないのであります。その辺のところは特に文化財保護委員会のかたと御相談申上げまして、両方の理想が円満に到達できるように今後は努力をして参りたい。かように考えております。

○石原幹市郎君 それからこの文化財の規定であるとか、或いはその他の保護処分によりまして利益を害されたり、或いは損失を受ける者が出るわけでありませぬが、そういう場合に非常にとどうもその他の処分が一方的である、自分としては非常に不服であるというふうな場合、又どう考えてもその処分が独善的で面白くないというように考えられるような場合に何か不服申立たいませぬか、そういうふうな面についての途は現在何かあるのですか。これはどちらからでもいいのですか……。

○政府委員(高橋誠一郎君) 只今のところこれはございませぬと思存します。それでこの平尾臺という問題に關連いたしまして、私は内閣土地調整委員長我妻榮氏ともいろいろ話合つたことがございませぬのであります。土地調整委員会の設置法と申しますか、このものによりましてと申しますと、取扱ひの問題が列挙せられており、指定せられておりますので、文化財については規定せられていないので、それがたんに文化財のほうはこれは我々の取扱ひべきところでないか、こういうふうな返事をもらいましたように記憶いたしておりますのであります。

○石原幹市郎君 私もこの土地調整委員会の設置法といひますか、そういう内容をよくつまびらかにしておりませぬので、ここで一概に申上げることもできないのであります。何か土地調整委員会とか、どこかそういう場合に不服を申立てような途を開くとか、或いは文化財保護委員会でも、そのものでもいいかと思存するのであります。そういうことをやはり考えておいてもらいたいと思存するのであります。そういう考え方につきまして委員長も同

じような考えを持つておられるかどうか。

○委員長(中川良君) 豊島土地調整委員会事務局長から発言を求めておりますので、これを許します。

○政府委員(豊島隆君) 只今高橋委員長から土地調整委員会のほうに権限がないだろうというお話がちよつとありましたので、これは申上げますが、実は平尾臺の問題につきましては鉱業法によりまして鉱業権が許可されたことに対して、小倉市からこの調整委員会に對しまして天然記念物保護という理由で、鉱業権を取り消してもらいたいという裁定の申請があつたわけでありませぬ。それで委員といたしましては、審議をいたしたのであります。鉱業法三十五條という條文を解釈するに當りまして、土地調整委員会は、これはできるだけの限定的に解釈すると、そこに書いてある事由のない場合は全部許可するのだ、そこに書いてあるだけは不許可になると、そういうふうにして通産局長の処分をこれによつて抑えてある。そういうふうな解釈いたしまして、その結果といたしまして、三十五條の規定には天然記念物という言葉がない、それから温泉という言葉がない、従つて三十五條では公園と温泉、それから天然記念物につきましては保護が十分でない。従いまして委員会といたしましては天然記念物を理由として審議はできないという結論を一度いたしたのであります。その結果といたしまして今度鉱業法の改正に當りまして、三十五條の規定の中に新しく天然記念物と温泉、それから公園、こういうことを入れまして、三十五條

でもやはり天然記念物を考えることにしたほうがいいのではないかと、今度の改正になつたのであります。従いまして、天然記念物といつたものは、設置法におきましては鉱業と公益及び鉱業以外の産業との関係は十分考へるといふ権限になつております。鉱業法の第十五條の規定につきましては、土地調整委員会は全部の問題を考へる。土地調整委員会は委員会であるからして、第一次的に判断する。鉱区地域の指定、こういつたような場合は全面的にすべての問題を判断できるといふことになつております。土地調整委員会といつたものは、権限的には、判断し得るのでございます。そして三十五條によりまして、今度天然記念物、文化財が入りましたので、文化財につきましても、三十五條の関係においても当然判断し得るといふような情勢になつております。

○石原幹市郎君 それでは他の法令で今文化財の指定であるとか、こういう問題と関連のあるような問題については、他の法令で列挙するといひますか、そこに掲げることによつて土地調整委員会の権限に入つて来る、そういう途も開かれて来る。こういうふうな解決してよろしうございませうか。

○政府委員(豊島隆君) さようでございます。それと、この前お話ししたましたのですが、農地法と森林法、この場合におきましても、鉱業を行います場合に、農地法の許可が要するとか、或いは保安林の中においては、鉱山業者は森林法の許可が要する。従来一方的になつておつたのであります。この前の国会で改正になりましたので、森林法と農地法が入りまして、新しく加

わつて、設置法の三條には当然鉱業のための土地の使用、取用その他の利用、こういうことに対して土地調整委員会が管掌するといふ、包括的なことが入つておりました。個々の問題については、法律を改正して入れて参る、さうに考へております。

○石原幹市郎君 水利権やその他についてはさういふ途はないのであります。○政府委員(豊島隆君) 鉱業と採石業と、ほかの産業とぶつつかつた場合に、それを調整する権限を持つております。必ず鉱業と採石と一方にある、それとほかの調整といふことが、土地調整委員会の権限です。

○石原幹市郎君 私のお尋ねしたのは、お聞きしましたのは、天然記念物の指定と、まあ水利権などとの問題で係争が起きた場合に、現在のところではその問題に対して不服であるかどうかという場合には、土地調整委員会に持つて行くよりは現在のところはない、こういうことではございませうか。

○政府委員(豊島隆君) さようでございます。○石原幹市郎君 この問題は、これは通産省になりますか、或いは建設省あたりになるかわかりませんが、こういう問題については将来さういふことも研究してよろしいことになりませうか、どうでしようか。

○政府委員(古池信三君) 今まで私の承知しておりますところでは、水利権自体と、この文化財保護との間の衝突は、余り多くはないように聞いております。先ほど私は、文化財のうちで特にこの天然記念物が問題になる場合が多

いと申しましたが、今度非常に大規模な電源開発が進んで参りますと、天然記念物以外にも、いわゆる名勝地、峡谷あたりがダムに取入れられまして、峡谷美というものが減退するといふような意味から、名勝地としての文化財との間の競合といふものが出て来るのじやないか。例へば最近の例を申し上げますと、長門峡の発電所の場合、或いは又廣島県にもその他柴木川でしたか、三段峡の名勝地の問題といふようなことが今現在問題になつております。これらのことについては、やはり十分に文化財保護委員会とも協議をして、できる限りその名勝を損わないといふことはもとよりでありませうか。

○石原幹市郎君 どうもまあこの文化財保護法の運営、まあその他につきまして、将来いろいろ考慮してもらわなければならぬ点が多々あるように思うのであります。これはまあ最後に討論の際にでも希望なり条件を申上げることにいたしまして、一応質問を打ち切ります。

○政府委員(高橋誠一郎君) 何分この文化財保護は、御承知のごとく、高度の専門的な知識を要するものでありまして、一國の文化の見地からして決定いたさなければならぬことではございませうか。只今お話のありました電源開発、或いは鉱業法そのほかの関係におきまして、いろ／＼むずかしい問題が生じた場合に、高い見地からしてこれを決定いたします場合には、如何なる機関に委ねらるべきものであるかといふような点に關しましては、我々いたしまして十分に研究いたすつもりであります。又、おのずから案が現われることと存じますので、どうぞさう御承知願ひたいと存じます。

○海野三郎君 只今のお話、両方が、両方の主張が一致しない場合に、最後の断案はどこで下しますか。

○政府委員(高橋誠一郎君) 只今申し上げましたように、こういう点に關しましては、私どもの委員会ではまだ決定をいたしておりません。これが最良のものであるといふところへは到達いたしておりませんので、更に研究を進めたいと存じておるのでございます。

○海野三郎君 それではこの法案は最後のところまでは行つていないのであります。統一してこのいろいろなたぐ／＼が起つて来ました際に、異議の申立をやつて、そうすると結局きまらないといふことになりませうか。今の平尾臺の問題のようになつたりどうしても異議を申立てたい、反対を申立てたいといふ場合に、どこまでそれを、その調和を図つて採決をする、断を下すところがないといふけないように思ひますが、その点についてはまだそこまで進んでいないのでありませうか。

○政府委員(高橋誠一郎君) 只今の問題になつておりますところは、現状変更によりまして鉱業権者の権利をできる限り尊重して行きたいといふことと、まづておりますのであります。根本的な問題は只今申しましたように、まだ決定いたしておりませんのでございませう。

○小林英三君 この何ですが、文化財保護法の何です、四十三條ですか、四十三條に、重要文化財の現状を変更しようとするときは、文化財委員会の許可を受けなければならぬといふところがあるのですが、はつきりした問題はそれで行けるのですが、例へば鉱業権者が許可を得てそこを採掘するといふような場合、将来そこを許可されては重要文化財を害するよなことがあるといふよな問題についての規制といふものは、文化財保護法にはないのですか、そのほかには……

○政府委員(高橋誠一郎君) 文化財保護法におきましては、文化財の価値の本質を害さない限りにおきまして、現状変更を許可するといふことに相成つておりますので、若しこの現状変更によりまして文化財の本質を害するといふよな場合には、承認いたしませんことを拒みます。

○小林英三君 私が承わらうとして居るところは、この文化財保護法の何かの條項の中に、今この重要文化財をこうすれば毀損するとか、こうすれば害するとかといふことは、もう文化財保護法によつて許可を受けるのであればありませんけれども、例へば鉱業権者が許可を受けてそこを採掘するといふと、将来そこをよつていろ／＼な文化財を害するといふよな、将来を察知するよな問題について、文化財保護法の條項はないのでございませうか。そこを聞いて居る。なければならぬか。

○政府委員(高橋誠一郎君) これはございませぬ。

○小林英三君 そこで承わりたいと思ひますことは、この鉱業法の改正ですね。三十五條、この三十五條の改正を

○政府委員(高橋誠一郎君) これはございませぬ。

○小林英三君 それで承わりたいと思ひますことは、この鉱業法の改正を

○政府委員(高橋誠一郎君) これはございませぬ。

見ますという、文化財、公園若しくは温泉資源の保護に支障を生ずる場合には通産大臣はこれを許可してはならないというものが鉱業法の今度の改正案になつてゐるらしいのです。そこで私はその文化財保護法について委員長に承わりたいことは、ただ私はこの改正を見ますという、これはまあ我々の審議の権限に属しておりますのでありますけれども、文化財、公園若しくは温泉資源の保護に支障を生ずると認められるときには、その分には出願を許可してはならないと、こうあるのです。ところが許可するのは通産大臣です。そこで例えばこれを通産省の責任者が認めるか、認めないかというところは、これは文化保護委員会ではなくて通産大臣にあるわけだろ、私は思う。そこでこの認定の問題はなかく、むずかしい問題だろと思うのですけれども、この改正案に対して、文化財保護委員会の委員長としてのあなた、この今後の文化財を保護する意味において、改正案について御意見ございませんか。これでよろしいと思われませんか、どうですか。

○政府委員(高橋誠一郎君) この問題につきましては私はこれに對しまして反對の意見は持つておりません。無論所管の大臣がこれを行われます場合には、事前に文化財保護委員会と十分なお打合せがあつてのことと了解しておりますので、文化財保護委員会の決定を尊重して下さいますことを信じて、この法案に對しましては反對の意見を持つものではございませんのでございます。

○委員長(中川以良君) ほかに御質疑ございませんか。

○西田隆男君 鉱山局長に對して：
○委員長(中川以良君) どうぞ全般の御質疑をお願いいたします。

○西田隆男君 鉱山局長にお伺いしたいのですが、この前もちよつと触れたと思うのですが、三十五條及び五十三條中に「公共の用に供する施設」若しくはこれに準ずる施設」というのがあります。これはどういふことだかという説明がある。ところが鉱業法審査の過程においてこれは問題にしたのです。すでに設定せられてゐる鉱業権の上に、新しくそれに準ずるもの、例へて言えば病院等を作る場合、これに對する制限が何にもないのです。それと無制限に悪く言えば作れるということになる。そうすると鉱区全体がもうすでに採掘が不可能になるといふ場合が一つ予想される。そこでそういうことは非常に不合理ではないかというところが一つ、それに関連して「前項の規定により補償すべき損失は、前條の規定による鉱区の減少の処分又は鉱業権の取消によつて通常生ずべき損失とする」といふ條文がここに出ている。この「通常生ずべき損失」とは、今言つたように鉱区の全部が採掘不可能になつたというふうな場合の「通常生ずべき損失」といふふうな解釈されるのか、或いは普通法律的な解釈をされるか、今まで條文にたくさん出て來てゐるいわゆる通常生ずべき損失という意味の損失であるのか、こういうことを二つにわけて鉱山局長にお伺いします。

○委員長(中川以良君) ちよつとお諮りいたしますが、文化財保護委員会に對する御質疑は一応終了したものと認めてよろしくございませうか。高橋委員長はお休みのを無理しておられますので、済みましたら御退席願うことにいたします。よろしくございませう。

○委員(中川以良君) それでは有難うございませう。

○政府委員(川上爲治君) 只今お話がありましたのは、すでに鉱業権が与えられておりました、そのあとで学校とか、或いは病院とか、そういうようなものが建てられました、そのためにいふような問題が起ることにつきましてのこと、この鉱業法の改正におきましては、現在特別にそれを保護するといふようなことは、今回は規定してないわけでありまして、従いまして非常に無制限にそういうようなものが行われましたときに、鉱業権との関係におきましていふような問題が起きて來るのではないかといふようなことでありまして、その点は誠にその通りであります。私どものほうとしましては、その点につきましても將來成るべく早くその事前の調整の措置を講ずるような法律改正なり、そういう措置をしなければならぬのではないかと、いふようなふうなことを考へております。ただ今回の法律の改正におきましては、例えば朝鮮人の鉱業権の問題でありますとか、そういう非常に現在急を要しました部分だけを一応改正することにしまして、西田委員からお話がありました問題につきましては、なお根本的な問題として行きたいといふふうに考へております。ドイツあたりでもこれにつきましては、何か調整の方法を講じている

ようですが、ドイツの法律なんかも十分検討した上で措置したいといふふうな考へております。

それから第二点の問題につきまして、この「通常生ずべき損失」の範圍といふのは、或るべく広く解釈したいといふふうな考へております。狭く考へないで、相当広くおつしやるように相当地く私どものほうとしましては考へたいといふふうな考へております。

○西田隆男君 第一のお話は、これは鉱業法の審査のときから問題になつておつたやつでしてね。これもやはり個人の財産権を侵害するといふより、も権利を全然認めないといふことはどうかと考へられるといふこと、鉱業権といふものが地上権と競合してゐるといふ点で、非常に問題になつて、未解決のまま一応新鉱業法を通したので、今あなたのお意見を聞いて、いふと、鉱業法は恐らく根本的に改正しなければならぬと思つて、そのときに徹底的に改正したいといふ御意見のようですが、これはできるだけ早くしてもらいたいこと、それから、そういう法律が仮りにできてなくても、設定された鉱業権の上に、こういうふうな公共の設備に準ずるような学校とか、病院とかいふものを建てる場合、これは事前に話し合ふことは非常に困難かも知れませんが、できるだけやはり事前に關係各省或いは地方団体といふものと話し合はれて、どうしてもそこではなければならぬといふ絶対的立地條件であればこれは止むを得ないと思つたのですが、そういうことでなくて、ただ便宜的にこういう建物を鉱業権の設定せられた地表の上に建てられるといふことは、これは鉱業権者として非

常に困ることだと思つて、困るだらうと思つて、従つてその点は鉱業法の改正を早急にされる場合に根本的に改正を早急にされる場合のこと、それから第二段の「通常生ずべき損失」といふのは、広義に解釈したいといふような御意見でした。それはそれで結構と思つて、例へば今言つたようなことで、鉱業権の実行が不可能になつた場合、現在の、何といふか、大蔵省で認めておる鉱区の償却といふようなことを標準にして損害を算定されるような考へ方なんです。それともほかの何らかの特別な方法で鉱業権の損害といふものを算出されるといふふうにお考へなされるか、その点を一つお伺いしたい。

○政府委員(川上爲治君) これは鉱業権につきましては特別にいろいろな点を考へまして、今の大蔵省でやつておりますようなことだけではなくて、もつと早く私どものほうとしましては考へて行きたいと思つております。

○西田隆男君 この前の委員会でもちよつと聞きましたが、既設の鉱業権の上にこの條文でトラブルの起るようなものはたくさんないか、これは詳細に調べて一遍この委員会に資料として出して頂きたい。

○政府委員(川上爲治君) 実はその調べがまだ十分できておりませんので、全国の詳細な調査の資料は提出できないと思つたのですが、今通産局に指令いたしましたので、詳細調査するように命じておりますので、それが集計されまして、それから直ちに御届いたしたいと思います。

○海野三郎君 ちよつと伺いますが、硫黄の採掘に当りまして、硫黄が流れて地方に非常な損害を与えているのであります。そういうことに対しては政府はどのようなふうにお考えになっておられますか。

○政府委員(川上爲治君) 現在硫黄法と並びまして鉱山保安法というのがありまして、この鉱山保安法によりまして、今おつしやいました硫黄の採掘等によりまして硫黄が出ておりますと、それに対しては予防的な措置を講じさせるようになっております。鉱山局長なり或いは地方の監督官庁なり、そうした方面から命令をいたしまして、それによりまして予防の施設を十分行方うようになっておりますが、なおその施設が十分でないために或る程度硫黄が出ておるといふような問題につきましては、硫黄補償の問題とか、そういうような途が開けておられますし、又どうしてもその硫黄が起きて、その予防というものが絶対にできないというふうな場合におきましては、硫黄の採掘を停止するなり、中止するなり、そういうような措置を講じさせるようなことに相成つております。

○海野三郎君 その際にやはり地方では、その損害を補償してやるようにするために、地方から請願とかそういうものを出させる必要があるのですか。

○政府委員(川上爲治君) 特別に請願を出さなければならぬということにはなつておりません。勿論これはその地方におきまして鉱山側とそれから損害を受ける者とのいろいろな話し合いということになりませんが、その話し合いがなかなか解決しないというふうな場合に

おきましては、通産局なり或いは私どものほうの中へ入りまして調整をするということにしております。

○海野三郎君 山形県の場合であります。吾妻の硫黄の問題、蔵王の硫黄の採掘につきましての硫黄の問題、これが流れて「こい」が育たなくなつたのです。「こい」といふものがもう食べられないようになったのです。それから「えび」ですね、ああいうものがもう殆んどなくなつておられます。農民が非常に困つておられます。農家が一向そのほうに對する手当ができておりませんのが現状であります。農民たちはつまり非常に困つておられます。困つておられるけれども、その硫黄を採掘して出している。それは山形県当局は又どういふふうにお考えおられますか。通産省としてもそういうふうなのは目を覆うて知らない振りをしておられるわけでもないでしょうか、もう少し地方のほうを見て頂きたい。農民は泣いておられます。この硫黄は自然と地に滲み込んで行きます。まあ一度山形県にお出でになつて川の状態をお調べ下さい。真赤になつておられます。あれが石に皆付着してね。もう一目瞭然なんです。地方では「こい」が食べられなくなつておられます。「こい」を飼つておられるところも殆んど皆死んでしまつておられます。そういうふうな状況になつておられます。そういうふうな点について政府御当局がもう少し監督をして頂きたいと、こう思つておられますが、そういうことに対してどういふふうに政府御当局のお考えがあるのでございませうか。農民が余り請願とかそういうことを言うて行かなければ知らん振りをしておられるというわけでもないで

しようが、如何なる御所存でいらつしやるか、それを伺いたないのでございませう。

○政府委員(川上爲治君) 見て見ない振りをしてはいたしておるわけではないのであります。若しそういうふうな硫黄が流れておれば、私どものほうとしましては先ほど申し上げましたような措置を必ず講じつあるわけでありまして、只今お話のありました山形県の鉱山につきましての硫黄の程度、状況につきましては私全然まだ聞いておりませんので早速地方の通産局に連絡をとりまして調べて、それで硫黄が相当起きておられますれば直ちにその何らかの措置を講ずるよう善処したいと思つておられます。

○海野三郎君 この硫黄の流れますのはやはり専門的な立場からこの水のペーハーの量を見るときどういふふうなことに、専門的の御調査が必要であると思つておられます。そういうときには学者がたさんおるのでありますから、正式の調査も十分なつて頂きたいと思つておられます。同じ硫黄の肥料にいたしても一〇〇%効かなくなつて来ているのです。自然と年一年と。そしてその地方の人たちはひどく結果が現われてからばかり騒ぐのであります。そういうことについての御調査もお願ひしたい。こういうふうな思つておられます。これに對しては御当局はお考えですが、ペーハー量の測定とか、そういうことについては御着手になつたことがございませうか。

○政府委員(川上爲治君) 今までそういう例は非常にたくさんケースはあるわけでありまして、専門家を動員いた

しまして、そういう硫黄の調査につきましてには間違ひのないように、十分調査をいたしておられます。今の問題におきましては早速地方の通産局を通じて、専門家の十分調査が早くよく進めたいと思つておられます。

○海野三郎君 山形県の吾妻の硫黄、蔵王の硫黄についてどうぞ御調査をお願いしたい、こういうふうな思つておられます。私はこのお願ひをいたしまして質問を終ります。

○委員(中川以良君) ほかに御質疑ございませうか。西田君ちよつとお尋ねしますが、さつき御請求の資料のこともありました。一応質疑は打ち切りにしてよろしうございませうか。

○西田隆男君 ええ、よろしうございませう。

き問題点があるように思つておられます。よつて私はこの際附帯決議案を提出いたしました。委員各位の御賛同を得たいと思つておられます。

決議案を朗読いたします。

我が国の現下の経済状況の下において地下資源の開発はますますその重要度を加えて来たのであるが、最近特に硫黄と文化財との間に紛争を生じ、硫黄の開発促進に對し支障を生じている事例が少くないのである。勿論世界に誇る我が国の多くの文化財の保護に遺憾なきを期すべきことは論を待たないところであるが、その文化財の保護措置を講ずるに當つては、硫黄開発の重要性に顧み兩者の調整に遺憾なきを期するよう運営上留意すると共に、

一、文化財保護委員会及びその下部機關の運営が他の利益との調整をなし得るようその構成につき考慮すること。

一、文化財の指定により他の利益に損失を与えるときは所要の補償をなすこと。

一、文化財の指定その他の保護処分が獨善的にならないようこれに對し不服申立の途を開くこと。

等制度上の所要の改善を考慮すべきである。

右決議する。

以上の附帯決議案を附けて本案に賛成したいと思つておられます。

○小林三三君 石原君の決議案は結構と思つておられます。ただ私お尋ねしたいと思つておられます。第二項の「文化財の指定により他の利益に損失を与えるときは所要の補償をなすこと。」この

いうことですが、「他の利益に損失を与えるときは所要の補償をなす」という意味がちよつとわからないのですか……。

○石原幹市郎君 今回の鉱業法の改正によりまして、鉱業権にいろいろの損失を与えたとかいうような場合には補償の途が開けたわけですが、先ほど私が委員長にいろいろ尋ねたところによりまして、電源開発その他がまあ今後強力に行われて行くと思つておりますが、そういう場合に電源会社を持つております水利権であるとか、いろいろの問題がまだ起きる面が多々あると思つております。そういう点についても今後研究をして頂きまして、鉱業法の一部改正のような趣旨をそれ／＼の法律に盛り込んでもらつて研究をしてもらいたい、こういう意味であります。

○小林英三君 所要の補償ということに国家が所要の補償をするという意味ですか。

○石原幹市郎君 これは文化財の指定は国家がやるわけでありまして、結局国家ということになります。

○小林英三君 これは私よく知りませんが、文化財は個人の所有に属するものはありませんか、全部国家ですか、これは……。

○委員長(中川以良君) ちよつと速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員長(中川以良君) それでは速記を始めます。

やるわけでありまして、補償をする主体になるものは、主体といいますが、相手方になるものは国家であるかと私は思つております。

○委員長(中川以良君) ほかに御発言ございませぬか。他に御発言もないようでございますが、討論は結局したものと認めて御異議ございませぬか。

○委員長(中川以良君) 御異議ないものと認めます。

○委員長(中川以良君) 全会一致でございます。よつて本案は原案通り可決すべきものと決定をいたしました。

○委員長(中川以良君) 全会一致でございます。よつて本案は原案通り可決すべきものと決定をいたしました。

○委員長(中川以良君) 全会一致でございます。よつて本案は原案通り可決すべきものと決定をいたしました。

○委員長(中川以良君) 御異議ないものと認めます。

○委員長(中川以良君) 御異議ないものと認めます。

多数意見者署名
加藤 正人 石原幹市郎
小林 英三 西川彌平治
酒井 利雄 松平 勇雄
岸 良一 豊田 雅孝
西田 隆男 海野 三朗
白川 一雄

○委員長(中川以良君) それでは次に火薬類取締法の一部を改正する法律案について御審議を願います。前回に引き続きまして御質疑を願ひいたします。

○海野三朗君 この前伺いましたるこの火薬取締法についてであります。危険防止の見地からであれば量の制限は要らないはずであるから、量の制限をするという許可ということには要らないのではないかと、それを私は申し上げたのでありますが、それに対する政府御当局のもう少しはつきりした御説明を願ひたいと思ひます。

○政府委員(中村辰五郎君) 只今の御質問にお答えいたします。花火の消費規制につきましては許可制度をとりまして、花火は従来銃砲火薬類取締法当時からボツ勅により法的統制の際にも許可制度をとつておるのでございませぬ。今日この許可制度を必要といたします理由は、一つには花火の消費をいたします時期は、大体秋でありますとか、或いは夏に集中した関係もありまして、同時に春も渡輪その他もございませぬ。地域的に関係を生じますと、それがございませぬので、許可制度をいたしましたことが、却つてこの関係を問題なく処理する方法と考へるのであります。勿論花火を揚げます際には、消防機関或いは警察機関等と緊密な連絡をいたす関係もございまして、自由

に、或いは届出制度程度でやりますと、これらの調整を図ることが不可能でございます。別にお御発言もないようでございます。別にお御発言もないようでございます。別にお御発言もないようでございます。

○委員長(中川以良君) よろしうございませぬか。……別に御発言もないようでございます。別にお御発言もないようでございます。別にお御発言もないようでございます。

○委員長(中川以良君) よろしうございませぬか。……別に御発言もないようでございます。別にお御発言もないようでございます。別にお御発言もないようでございます。

○委員長(中川以良君) よろしうございませぬか。……別に御発言もないようでございます。別にお御発言もないようでございます。別にお御発言もないようでございます。

○委員長(中川以良君) よろしうございませぬか。……別に御発言もないようでございます。別にお御発言もないようでございます。別にお御発言もないようでございます。

○委員長(中川以良君) よろしうございませぬか。……別に御発言もないようでございます。別にお御発言もないようでございます。別にお御発言もないようでございます。

○委員長(中川以良君) よろしうございませぬか。……別に御発言もないようでございます。別にお御発言もないようでございます。別にお御発言もないようでございます。

○委員長(中川以良君) よろしうございませぬか。……別に御発言もないようでございます。別にお御発言もないようでございます。別にお御発言もないようでございます。

○委員長(中川以良君) よろしうございませぬか。……別に御発言もないようでございます。別にお御発言もないようでございます。別にお御発言もないようでございます。

○委員長(中川以良君) よろしうございませぬか。……別に御発言もないようでございます。別にお御発言もないようでございます。別にお御発言もないようでございます。

○委員長(中川以良君) よろしうございませぬか。……別に御発言もないようでございます。別にお御発言もないようでございます。別にお御発言もないようでございます。

○委員長(中川以良君) よろしうございませぬか。……別に御発言もないようでございます。別にお御発言もないようでございます。別にお御発言もないようでございます。

○委員長(中川以良君) よろしうございませぬか。……別に御発言もないようでございます。別にお御発言もないようでございます。別にお御発言もないようでございます。

○委員長(中川以良君) よろしうございませぬか。……別に御発言もないようでございます。別にお御発言もないようでございます。別にお御発言もないようでございます。

○委員長(中川以良君) よろしうございませぬか。……別に御発言もないようでございます。別にお御発言もないようでございます。別にお御発言もないようでございます。

○委員長(中川以良君) よろしうございませぬか。……別に御発言もないようでございます。別にお御発言もないようでございます。別にお御発言もないようでございます。

○委員長(中川以良君) よろしうございませぬか。……別に御発言もないようでございます。別にお御発言もないようでございます。別にお御発言もないようでございます。

○委員長(中川以良君) よろしうございませぬか。……別に御発言もないようでございます。別にお御発言もないようでございます。別にお御発言もないようでございます。

○委員長(中川以良君) よろしうございませぬか。……別に御発言もないようでございます。別にお御発言もないようでございます。別にお御発言もないようでございます。

○委員長(中川以良君) よろしうございませぬか。……別に御発言もないようでございます。別にお御発言もないようでございます。別にお御発言もないようでございます。

酒井 利雄 松平 勇雄
岸 良一 豊田 雅孝
西田 隆男 海野 三朗
白川 一雄
○委員長(中川以良君) それでは本日はこれにて散会いたします。
午後三時十六分散会

七月二日予備審査のため、本委員会に左の事件を付託された。

一、輸出信用保険法の一部を改正する法律案

輸出信用保険法の一部を改正する法律案

輸出信用保険法の一部を改正する法律案

輸出信用保険法(昭和二十五年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

輸出信用保険法

「輸出信用保険」を「輸出保険」に、「甲種保険」を「普通輸出保険」に、「乙種保険」を「輸出代金保険」に、「丙種保険」を「輸出金種保険」に、「丁種保険」を「海外広告保険」に、「輸出信用保険審議会」を「輸出保険審議会」に改める。

目次を次のように改める。

第一章 総則(第一条 第一條の七)

第二章 普通輸出保険(第二條 第五條)

第三章 輸出代金保険(第五條の二 第五條の六)

第三章の二 輸出手形保険(第五條の七 第五條の十二)

第四章 輸出金種保険(第六條)

第十一部 通商産業委員会議録第九号

昭和二十八年七月三日【参議院】

第十條
第五章 海外広告保険(第十一條 第十四條)
第六章 不服の申立(第十五條)
第七章 輸出保険審議会(第十六條 第十九條)
附則

第一條の二第二項中「輸出する契約の下に」及びその貨物の輸出に伴い技術を提供する契約を加え、同條第二項中「貨物を輸出するもの」の下に「及び技術を提供するもの」を加える。

第一條の三を次のように改める。(輸出保険の種類)

第一條の三 輸出保険は、普通輸出保険、輸出代金保険、輸出手形保険、輸出金種保険及び海外広告保険とする。

第一條の六中「再保険若しくは」を「再保険、輸出手形保険若しくは」に改める。

第一條の七を次のように改める。(契約の限度)

第一條の七 政府は、左の各号に掲げる金額がそれぞれ会計年度ごとに国会の議決を経た金額をこえない範囲内において、輸出保険の保険契約を締結するものとする。

一 一會計年度内に締結する保険契約により再保険する普通輸出保険の保険金額の総額

二 一會計年度内に引き受ける輸出代金保険の保険金額の総額

三 一會計年度内に締結する輸出手形保険の保険契約に基いて成立する保険関係の保険金額の総額

四 一會計年度内に締結する輸出

金融保険の保険契約に基いて成立する保険関係の保険金額の総額

五 一會計年度内に引き受ける海外広告保険の保険金額の総額

第三條 普通輸出保険は、輸出者が保険契約の締結後生じた左の各号の一に該当する事由によつて輸出契約に基いて貨物を輸出し、若しくは輸出貨物の代金を回収することができなくなつたことにより受ける損失(輸出貨物について生じた損失を除く)、輸出者が当該損失を受けたことによつて供給契約の当事者たる政令で定める貨物に係る生産者が供給契約に基いて当該貨物を引き渡し、若しくは当該貨物の代金を回収することができなくなつたことにより受ける損失又は輸出者が保険契約の締結後生じた左の各号の一に該当する事由による航海若しくは航路の変更により海上の運賃若しくはは保険料を新たに負担すべきこととなつたことにより受ける損失をてん補する輸出保険とする。

一 外国において実施される為替取引の制限又は禁止

二 仕向国において実施される輸入の制限又は禁止

三 仕向国における戦争、革命又は内乱

四 前各号に掲げるものの外、本邦外において生じた事由であつて、輸出契約の当事者の責に帰することができないもの

五 外国為替及び外国貿易管理法

(昭和二十四年法律第二百二十八号)による輸出の制限又は禁止(同法第五十三條の規定によるを除く)。

第五條第一項を次のように改める。

輸出者を被保険者とする普通輸出保険において保険会社がてん補すべき額は、輸出者が第三條各号の一に該当する事由により輸出することができなくなつた貨物の輸出契約に基く代金の額又は輸出契約に基く輸出貨物の代金の額のうち回収することができなくなつた金額から左の各号に掲げる金額を控除した残額又は輸出者が第三條各号の一に該当する事由による航海若しくは航路の変更により新たに負担すべきこととなつた海上の運賃若しくはは保険料の増加額に、百分の九十の範囲内において政令で定める割合を乗じて得た額とする。

一 輸出貨物の処分その他損失を軽減するために必要な処置を購じて回収した金額又は回収し得べき金額

二 当該事由の発生により支出を要しなくなつた金額

三 貨物の輸出によつて取得すべきであつた利益(当該事由の発生により輸出することができなくなつた貨物に係る部分に限る)の額

第五條の二第二項中「政令で定める貨物を輸出した場合」を「政令で定める貨物の輸出に伴い技術を提供した場合」に、「輸出貨物の代金」を

「輸出貨物の代金又は技術の対価」に改める。

第五條の三第一項中「輸出貨物の代金」を「輸出貨物の代金又は技術の対価」に、「代金の決済」を「代金又は対価の決済」に、「当該代金を」を「当該代金又は対価」に改め、同條第二項中「百分の八十」を「百分の九十」に改める。

第五條の四中「代金」の下に「又は対価」を加える。

第五條の四の次に次の二條及び一章を加える。

(代金の回収)

第五條の五 保険金の支払を受けた輸出者は、当該輸出貨物の代金の回収に努めなければならない。(回収金の納付)

第五條の六 保険金の支払を受けた輸出者は、その支払の請求をした後回収した金額から決済期以後保険金の支払を受けた日の前日まで利息を控除した残額に支払を受けた保険金の額の保険価値額に対する割合を乗じて得た金額を政府に納付しなければならない。

第三章の二 輸出手形保険(保険契約)

第五條の七 政府は、會計年度又はその半期ごとに、外国為替銀行(外国為替及び外国貿易管理法第十條第一項の認可を受けた銀行をいう。以下同じ)を相手方として、輸出手形保険の保険契約を締結することができる。

九

3 業種組合とは、一定の業種に属する事業に係る者を組合員とする組合をいう。
4 前項の業種組合は、業種ごとに全国を地区としてそれぞれ一個とする。
第五條第一項に次の二号を加える。
五 火災保険組合にあつては、火災保険組合
六 火災保険組合中央会
第五條第二項中「又は企業組合」を「企業組合、火災保険組合又は火災保険組合中央会」に改める。
第六條第一項に次の一号を加える。
三 火災保険組合又は火災保険組合中央会
第七條に次の二項を加える。
5 火災保険組合の組合員たる資格を有する者は、組合の地区内において商業、工業、鉱業、運送業、サービス業その他の事業（農林畜水産業を除く。）を行うものであつてその常時使用する従業員の数が三百人（商業又はサービス業を主たる事業とする者については三十人）をこえないもの及びその従業員とする。

6 火災保険組合中央会の会員たる資格を有する者は、火災保険組合とする。
第十條第一項中「組合員」を「組合員（火災保険組合にあつては設立当時の組合員。以下本條中同じ。）」に改める。
第十二條第一項中「組合」を「組合（火災保険組合を除く。）」に改める。
第十五條に次の二項を加える。
2 火災保険組合設立当時の組合員は、定款で定める期間内に保険料の支払をしなかつたときは、その時に組合員たる地位を失う。
3 火災保険組合の設立後に組合員にならうとする者が組合に保険料の支払をしたときは、その者は、その時（定款で別段の定めをしたときはその日）から組合員となる。
第十九條第二項及び第三項を第三項及び第四項とし、第二項として次の一項を加える。
2 火災保険組合の組合員は、前項各号の事由の外、保険関係の全部の消滅によつて脱退する。
第二十條の次に次の一條を加える。
（火災保険組合の場合）
第二十條の二 火災保険組合の組合員が第十八條及び第十九條第一項の規定により脱退したときは、保険関係は、消滅する。
2 火災保険組合の組合員は、組合を脱退したときでも、脱退の日の属する事業年度の追徴金及び保険金額の削減に関しは、その義務を免れることができない。
第二十一條中「前條」を「第二十條」に改める。
第二十四條第一項中「又は企業組合」を「企業組合又は火災保険組合」に、「協同組合連合会」を「協同組合連合会又は火災保険組合中央会」に、「その会員にならうとする二以上」を「それぞれ、その会員にならうとする二又は五以上」に改め、

第二項中「信用協同組合」を「信用協同組合又は火災保険組合」に改める。
第二十七條の二に次の一項を加える。
4 前三項の規定は、火災保険組合又は火災保険組合中央会の設立については、適用しない。
第二十七條の二の次に次の二條を加える。
（火災保険組合等の特例）
第二十七條の三 火災保険組合又は火災保険組合中央会を設立するには、発起人は、創立総会の終了後遅滞なく定款及び事業計画書が行政庁に提出して、設立の認可を申請しなければならない。
2 前項の場合において発起人は、行政庁の要求があるときは、設立に関する報告書を提出しなければならない。
第二十七條の四 行政庁は、火災保険組合について前條第一項の申請があつた場合において、左の各号の一に該当せず、且つ、その事業が健全に行われ公益に反しないと認められるときには、設立の認可をしなければならない。
一 設立手続又は定款若しくは事業計画の内容が、法令又は法令に基いてする行政庁の処分と違反するとき。
二 定款又は事業計画のうち、主要な事項につき、虚偽の記載があり、又はその記載が欠けているとき。
第二十八條中「前條第一項の認証を受けた後」を「第二十七條の二第一項の認証を受け、又は第二十七條

の三第一項の設立の認可を受けた後」に改める。
第三十三條第一項第七号の次に次の一号を加える。
七の二 火災保険組合にあつては、保険の目的及び保険料率
第三十三條第一項第八号中「規定」の下に「（火災保険組合の場合を除く。）」を、第十号中「方法」の下に「（火災保険組合にあつては、準備金の積立及び管理の方法に関する規定）」を加える。
第三十九條第二項第三号の次に次の一号を加える。
四 火災保険組合にあつては、各組合員の保険契約の種類、保険金額及び保険料
第五十一條第二項中「行政庁の認証」の下に「（火災保険組合又は火災保険組合中央会にあつては、行政庁の認可）」を加え、同條第三項を次のように改める。
3 前項の認証及び認可については、それぞれ第二十七條の二第二項及び第二十七條の四の規定を準用する。
第五十七條の次に次の一條を加える。
（火災保険組合の責任準備金）
第五十七條の二 火災保険組合は、毎事業年度の終において存する保険につき、通商産業省令の定めるところにより、責任準備金を積み立てなければならない。
第五十八條第三項中「第一項」を「第一項及び前項」に改め、同項を第四項とし、同條第四項を第五項とし、同條第二項の次に第三項として次の一項を加える。

3 火災保険組合は、前二項の規定にかかわらず、損失のてん補に備えるため、定款の定めるところにより、毎事業年度の剰余金の五分の一以上を準備金として積み立てなければならない。
第五十九條第一項中「同條第四項」を「同條第五項」に改め、同條第二項中「組合員の組合事業の利用分置又は払出資額に応じて」の下に「（火災保険組合にあつては、組合員が払い込んだ保険料の額に比例して）」を加え、同條第二項を第三項とし、同條第三項を第四項とし、同條第一項の次に第二項として次の一項を加える。
2 火災保険組合にあつては、剰余金の配当は、前項の規定にかかわらず、第五十七條の二の責任準備金を控除し、損失をてん補し、前條第三項の準備金を控除した後でなければ、これをしてはならない。
第五十九條の次に次の二條を加える。
（火災保険組合の特例）
第五十九條の二 火災保険組合の財産目録に記載する有価証券のうち、通商産業省令で定める国債又は利扱及び償還が確実であると認められる債券については、通商産業省令の定めるところにより、均等利廻評価の方法による価額を附することができる。
第五十九條の三 火災保険組合の設立費用及び初めの五年度の事業費は、組合の成立後十年をこえない期間内に、定款の定めるところにより、毎年その一部を償却すること

ができる。
第六十二條第一項に次の一号を加える。
七 第六六條の五第二項の規定による解散の命令

第六十二條に次の一項を加える。
三 火災保険組合の解散の決議は、行政庁の認可を受けなければ、その効力を生じない。
第六十二條の次に次の一條を加える。

(火災保険組合の解散の効果)
第六十二條の二 火災保険組合が解散したときは、合併の場合を除いては、保険関係は、終了する。
二 前項の場合には、火災保険組合は、まだ経過しない期間に対する保険料を払い戻さなければならぬ。

第六十三條に次の一項を加える。
三 火災保険組合にあつては、合併は、行政庁の認可を受けなければ、その効力を生じない。この場合においては、第二十七條の四の規定を準用する。
第五章の次に次の一章を加える。
第五節 火災保険事業

(事業)
第八十二條の二 火災保険組合は、組合員が火災に因つて受けることのある損害(人の生命又は身体に關する事故による損害を除く。)をてん補する相互保険事業を行うものとする。
(出資の総額)
第八十二條の三 火災保険組合は、出資の総額が百万円以上でなければ、その事業を行うことができない。

(保険金額の最高限)
第八十二條の四 火災保険組合は、一組合員と保険金額の総額が三百万円をこえる保険契約を締結することができない。
(保険の目的の譲渡)
第八十二條の五 保険の目的たる動産又は不動産の譲受人は、火災保険組合に通知して、保険関係に關する譲渡人の有する権利義務を承継することができる。
二 火災保険組合は、正当な事由があるときは、前項の通知を受けた後直ちにその旨を譲受人に通知して、前項の権利義務の承継を拒むことができる。
三 前二項の規定は、保険の目的たる動産又は不動産につき、相続その他の包括承継があつた場合に準用する。
(保険の目的の譲受人等)
第八十二條の六 保険の目的たる動産又は不動産の譲受人が、前條第一項の規定により当該動産又は不動産につき組合員の有する保険関係に關する権利義務を承継したときは、その者は、当該動産又は不動産を譲り受けたときから組合員となる。但し、組合が、同條第二項の規定により承継を拒んだときは、この限りでない。
二 前項の規定は、前條第三項の規定による保険関係に關する権利義務の承継があつた場合に準用する。
(保険関係の成立等)
第八十二條の七 保険関係は、火災保険組合が保険料を受け取つた時

に成立する。
二 火災保険組合の損害をてん補する責任は、定款で別段の定をした場合の外は、保険関係が成立した日の翌日から始まる。
(保険証券の交付及び記載事項)
第八十二條の八 火災保険組合は、組合員の請求があつたときは、保険証券を交付しなければならぬ。
二 保険証券に記載すべき事項は、通商産業省令で定める。
(追徴金)
第八十二條の九 火災保険組合は、定款の定めるところにより、追徴金を支払わせることができる。
二 前項の追徴金に關する制限は、通商産業省令で定める。
(相殺できない場合)
第八十二條の十 火災保険組合の組合員は、火災保険組合に支払うべき保険料及び追徴金につき、相殺をもつて火災保険組合に対抗することができない。
(火災保険組合の保険の目的の調査等)
第八十二條の十一 火災保険組合は、保険の目的たる動産及び不動産に關して、調査をし、又は組合員に通常の防火設備その他必要な処置をすべきことを指示することができる。

(資金の運用)
第八十二條の十二 火災保険組合は、その資金の運用については、省令の定めるところにより、これをしなければならない。
(募集の禁止)
第八十二條の十三 火災保険組合

は、手数料、報酬その他の対価を支払つて、他人に保険契約の締結の代理又はその媒介を委託してはならない。
二 保険募集の取締に關する法律(昭和二十三年法律第七十一号)第九條の規定は、火災保険組合の行う保険に係る募集には適用しない。
(商法の準用)
第八十二條の十四 商法(明治三十二年法律第四十八号)第三編(商行為)第十章(保險)第一節(損害保險)第一款(總則)(第六百四十九條第二項及び第六百六十四條(保險証券の記載事項及び相互保險)を除く。及び第二款(火災保險)(第六百六十八條(保險証券の記載事項)を除く。の規定は、火災保險組合の行う保險について準用する。
(保險業法の適用除外)
第八十二條の十五 火災保險組合の行う保險事業については、保險業法(昭和十四年法律第四十一号)は、適用しない。
第二節 火災保險組合中央會

(中央會の數)
第八十二條の十六 火災保險組合中央會は、全国を通じて一個とする。
(事業)
第八十二條の十七 火災保險組合中央會は、定款の定めるところにより、左の事業を行うものとする。
一 保険料率の算出
二 損害の発生予防及び防止に關する事項の調査及び指導
三 會員たる火災保險組合の委託

によつてする保險引受のための動産及び不動産の調査並びに保險の目的たる動産及び不動産についての損害の調査
四 前各号の事業に附帶する事業
(保険料率)
第八十二條の十八 火災保險組合中央會は、定款の定めるところにより、會員たる火災保險組合に対して保険料率の計算につき必要な資料の提出を求めることができる。
二 火災保險組合中央會が算出する保険料率は、火災保險組合の保險事業の健全な発達を図るための合理的且つ妥當なものでなければならず、又不當に差別的なものであつてはならず、且つ、會員たる火災保險組合を拘束するものであつてはならない。
三 會員たる火災保險組合は、その保険料率についての定款の変更につき行政庁の許可を受けようとする場合においては、単独に、直接に、且つ、自己のためにこれをしなければならない。
四 火災保險組合中央會は、保険料率を算出したときは、その主たる事務所に、算出した保険料率表及びその表の算出の基礎となつた資料を備えて置かなければならぬ。
第三節 商工組合中央金庫の再保險事業
(再保險者)
第八十二條の十九 商工組合中央金庫は、火災保險組合が火災保險事業によつてその組合員に対して負う保險責任を再保險するものとする。

(再保険の引受)

第八十二條の二十 商工組合中央金庫は、火災保険組合から再保険の申込があつたときは、正当な理由がある場合でなければ、これを拒んではならない。

(再保険金額及び再保険料率)

第八十二條の二十一 商工組合中央金庫は、前二條の再保険金額及び再保険料率についての規程を定め、行政庁の認可を受けなければならぬ。

(準用規定)

第八十二條の二十二 商工組合中央金庫の再保険については、第八十二條の七から第八十二條の十まで及び第八十二條の十二から第八十二條の十五までの規定を準用する。

(損失の国家補償)

第八十二條の二十三 国は、商工組合中央金庫が再保険事業に因り損失を生じたときは、予算の範囲内において、通商産業省令の定めるところによりこれを補償するものとする。

2 前項の損失の計算については、通商産業省令の定めるところによる。

第九十二條第二項中「及び企業組合登記簿」を「企業組合登記簿、火災保険組合登記簿及び火災保険組合中央会登記簿」に改める。

第九十三條第二項中「出資の払込のあつたことを証する書面」の下に

「火災保険組合及び火災保険組合中央会にあつては、なお設立の認可があつたことを証する書面」を加える。

第六六條の次に次の五條を加える。

(火災保険組合の特例)

第六六條の二 火災保険組合の監督に関する事項については、前三條の規定を適用しない。

第六六條の三 行政庁は、火災保険組合の業務又は財産の状況に関して監督上必要があると認めるときは、火災保険組合からその業務又は財産の状況に関し報告を徴することができる。

第六六條の四 行政庁は、火災保険組合の業務又は会計が法令、法令に基いてする行政庁の処分若しくは定款に違反する疑があると認めるとき、又はその業務若しくは財産の状況により監督上必要があると認めるときは、何時でもその火災保険組合の業務又は会計の状況を検査することができる。

第六六條の五 行政庁は、第六六條の三の規定により報告を徴した場合又は前條の規定により検査を行った場合において、火災保険組合の業務又は会計が法令、法令に基いてする行政庁の処分若しくは定款に違反すると認めるときは、その火災保険組合に対して、役員その他必要な措置を採るべき旨を命ずることができる。

2 火災保険組合が前項の規定による命令に違反したときは、行政庁は、その火災保険組合の解散を命ずることができる。

第六六條の六 組合員又は総代が、総組合員又は総代の十分の一以上の同意を得て、総会又は総代会の

招集手続、議決の方法又は選挙が法令、法令に基いてする行政庁の処分又は定款に違反することを理由として、その議決又は選挙若しくは当選決定の日から一箇月以内に、その議決又は選挙若しくは当選の取消を請求した場合において、行政庁は、その違反の事実があると認めるときは、当該議決又は選挙若しくは当選を取り消すことができる。

第六十一條第一項に次の一号を加える。
四 火災保険組合及び商工組合中央金庫については、通商産業大臣とする。

第六十五條中第六号の二を第六号の三とし、同條に第六号の二として次の一号を加える。
六の二 この法律の規定により行政庁の認可を受けなければならぬ場合、その認可を受けなかつたとき。

同條第十三号中「第五十八條」を「第五十七條の二、第五十八條」に、同條第二十号中「第六五條の三」を「第六五條の三、第六六條の三」に、「又は虚偽の報告をしたとき」を「若しくは虚偽の報告をし、又は第六六條の四の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき」に改める。

同條第十九号の次に次の一号を加える。
十九の二 第八十二條の十三の規定に違反したとき。

第六十六條の次に次の二條を加える。
第六十七條 左の場合には、商工組

合中央金庫の理事長、理事、監事又は清算人は、一万円以下の過料に処する。

一 第八十二條の二十一の規定に違反したとき。

二 第八十二條の二十二において準用する第八十二條の十三の規定に違反したとき。

附則

1 この法律は、昭和二十九年一月一日から施行する。

2 印紙税法(明治三十二年法律第五十四号)の一部を次のように改正する。

第五條第六号ノ十一の次に次の一号を加える。
六ノ十二 火災保険組合又ハ火災保険組合中央会ノ発スル証書帳簿

3 商工組合中央金庫法(昭和十一年法律第十四号)の一部を次のように改正する。

第二十八條第一項に次の一号を加える。
九 火災保険組合ノ保險ニ対スル再保險ヲ為スコト

第二十八條に次の一項を加える。
第一項第九号ノ業務ニ關スル會計及ビ財務ハコレヲ他ノ業務ニ係ルモノト区分スベシ

昭和二十八年七月十六日印刷

昭和二十八年七月十七日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局